

取扱区分：「公開」

平成28年第6回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成28年6月10日(金) 午前9時58分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

平成28年第6回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成28年6月10日（金） 午前9時58分 ～10時45分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第17号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第18号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第19号	平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価（案）の承認について	1件
議案第20号	平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画 （案）の認定について	1件
議案第21号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画について	17件
報告第30号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第31号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	8件
報告第32号	非農地証明について	9件
報告第33号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件
報告第34号	水田埋め立てによる農地改良届出について	2件
報告第35号	農地法第18条の規定による合意解約通知について	1件

4 出席委員

第1番 長谷川 和 美 君

第2番 杉 村 龍 男 君

第4番 梅 田 洋 治 君

第5番 椎 木 人 志 君

第6番	大江	静人	君	第7番	弘中	壽	君
第8番	江波	一男	君	第9番	田中	榮作	君
第10番	野村	一男	君	第11番	藤井	孝	君
第12番	笠井	保雄	君	第13番	松岡	清治	君
第14番	藤井	澄子	君	第15番	大田	幹代	君
第16番	歳光	時正	君	第17番	杉村	洋治	君
第18番	藤井	允雄	君	第19番	福田	栄司	君
第20番	山崎	弘子	君	第21番	林	定子	君
第22番	村木	実	君	第23番	松田	孝行	君
第25番	水井	規雅	君	第27番	白石	純治	君
第28番	有馬	俊雅	君	第30番	高橋	恵	君
第31番	岩田	学	君 (職務代理者)				
第32番	西田	孝美	君 (会長)				

5 欠席委員

第3番	藤井	和典	君
第24番	山崎	光夫	君
第26番	秋貞	啓子	君
第29番	小林	一雄	君

6 関係人

農林課	係長	弥益	孝二
農林課	主査	長谷部	洋一

7 事務局職員

局長	茅原	道夫	次長	藤井	豊
次長補佐	吉原	浩子	書記	桐山	昌栄

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、先月の5月10日の第5回総会において、報告第29号「農業生産法人報告書の提出について」の審議の中で、他市に法人の事務所があるのに本市に報告する必要があるのかどうかと言うご質問があり、調査して、次回の総会において報告させていただくことになっておりますことからご説明させていただきます。

この報告先につきましては、農地法施行規則第58条第1項の規定に基づき、「農業生産法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の所在地を管轄する農業委員会に提出しなければならない」とされており、本市に報告されたものでございます。

つまり、事務所があるところだけでなく農地があるところに提出するものでございます。以上でございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中28名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第3番 藤井 和典 委員、第24番 山崎 光夫 委員、第26番 秋貞 啓子委員、第29番 小林 一雄委員の4名でございまして周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前9時58分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成28年第6回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第5番、椎木 人志委員さん、第11番、藤井 孝委員さんのご兩名をお願いいたします。

事務局長

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第16号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案3件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、2筆の2,409平方メートル、畑、1筆の1,656平方メートル、合計、3筆の4,065平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、後継者がいなく耕作できないことから譲り渡すとされ、譲受人は、相手からの申し出により、また、申請地も●●地区の入り口辺りであり、果樹経験を活かし果樹や野菜等を栽培したいことから今回、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する状況、通作距離等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、繁忙期で人手不足の場合は、パートを雇用するとのことでもあり農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は40アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転で、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、畑として果樹や野菜等を

作付けされるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第30番

30番の●●です。6月4日に申請人と現地にて確認しましたので報告します。なお、譲渡人には電話にて確認いたしました。譲渡人は居住も離れた所にあり高齢で後継者もないこともあり、耕作が困難なため、兼ねてより知り合いでありました譲受人に相談しました。譲受人は場所が自宅にも近く●●の入口でもあり、果樹や野菜を多少作っており、微力ながら地域にも貢献できればと思い譲り受けることを決めました。現地の現状は、田、2筆は2年前までは別の方が稲を作っていました、その方も今は耕作が出来なくなり、今は草が生え手入れされておられません。畑は長年耕作されておらず数年前までは草刈りをたまにしていた程度で今では多少雑木が生え、こちらも手入れされておられません。譲受人は土木関係の仕事をしていることもあり、今後は現地を自分で畑に転換して農業用倉庫を建て、キュウイやイチジクなどの果樹、季節の野菜、お茶などを栽培する予定にしております。また、将来的には、直売所も作りたいと大変意欲的になっておられます。以上の事から問題ないと思われますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●字●●●●に所在する農地の畑、1筆の38平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は遠方に住んでおり、高齢で後継者もなく耕作できないことから隣地の方の譲受人に譲り渡すとされ、一方、譲受人は、譲渡人からの申出により、また、自宅に隣接している農地であることから今回、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、田植機、トラクター等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は44アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、畑で季節に応じた野菜を栽培される予定とのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全て

を満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第10番

10番の●●です。2番について報告いたします。申請地は従来からお父さんが関わっておられましたが、現地にて取得される譲受人の息子さん立会いのもと調査をいたしました。その結果、現地は自宅の前でありまして耕作に便利であり譲り受けられます。また、譲渡人は、●●●内に在住されており、高齢で現在、施設に入所されておられますので後継人である甥の方と電話で確認をいたしました。小面積で畑として利用されることから地域の影響等も何ら問題ないと思われますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、2筆の3,587平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は以前から譲受人に利用権設定をして貸しており、今回、譲渡すとされ、譲受人は、譲渡人からの申出により借りて

いた農地を贈与により、今回、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、トラクター、田植機等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は73アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を耕作されるということであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

16番の●●です。議案第16号農地法第3条の規定による許可申請番号3について、去る6月4日に現地において●●●●と私及び譲受人の立会いのもと調査を行いましたので報告いたします。なお、譲渡人には電話で確認しました。今回の申請地が2筆ありますが、双方ともほ場整備が完了している水田として利用されております。譲受人は、以前より当農地を借り受け水稻を作付けされておりますが、今回譲渡人の要望により所有権を変更するも

のです。この2筆とも譲受人が本年も耕作をされ、調査に行った時には田植も終わっております。調査項目に従い調査を行いましたが無問題と思われ
ます。審議の程よろしくお願ひし報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第17号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお
願ひいたします。

事務局次長

議案書の2ページをお開きください。議案第17号「農地法第4条の規定
による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第4条の規
定による許可申請は1議案1件でございます。それではご説明いたします。

申請人は、●市に居住している方です。申請地は、申請人が所有する家屋
を借家とするのに進入路もなく道路から自宅への車両を進入するための目的
で、延長25.7メートル、有効幅員3.0メートルで申請地の一部転用が
申請されたものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から南東に約800メートルのところに位置しており
ます。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●●573番1、地目は田、地
積は480平方メートルの内112.7平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、こちらが土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、集团的に存在している第1種農地です。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、申請に関わる農地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、農地法施行規則第33条第4号に該当し許可の対象となるものです。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、文化財保護法の現状変更許可の申請中でございます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。また、雨水につきましては、これまで通り自然流下でございます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

16番の●●です。議案第17号農地法第4条の規定による許可申請番号

1について、去る6月4日に現地において●●●●と私と申請人の立会いのもと調査を行いましたので報告いたします。今回、大字●●●●573-1田480平方メートルの内112.7平方メートルについて進入路を作りたいとの申請でございます。申請人にお聞きしたところこの農地の奥に自宅があるわけでありましたが、これは現在、●●より31歳の夫婦が●●の法人に勤めており、この夫婦が住む家を探していたところこの家が見つかり今回の自宅の所有者は承諾され、現在、●市に在住でリフォームを行えば住めるとい判断をされたことから自宅に車が入る道がないため、農地の一部に進入路を作り借家として住むということです。また、残りの農地については中間管理機構を通し●●の法人が借り受けるということであります。なお、現地は議案の備考にありますように「文化財保護法の現状変更申請」をしているところでこの許可後の許可になるようでございます。調査項目に従い調査を行いましたが無問題と思われるのでご審議をよろしくお願ひし報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号を議題とします。

事務局次長

議案書の3ページをお願いいたします。議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案1件でございます。それでは1番についてご説

明いたします。

申請人は、●●県●●●市に事務所のある自動車販売業や太陽光による発電事業を行っている法人でございます。

既に市外で設置稼働している太陽光発電施設に加えて、売電事業の事業拡大を図るため、申請地を購入し、発電出力47.2キロワットの太陽光パネル318.15平方メートル、パネル数212枚を設置するものです。

申請地は、日照や送電網設備などの条件も良いことから太陽光発電施設の設置に適した場所であり、また、譲渡人は高齢でもあることから所有する農地の耕作維持が困難であるため今回の申請となったものでございます。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から南南東に約1キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●394番2、地目は田、地積は734平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、こちらが土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300メートル以内に高速自動車国道等の出入り口がある第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、受給最大電力50キロワット未満のため該当ありません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

15番の●●です。議案第18号農地法第5条の規定による許可申請番号1についてご説明いたします。去る6月8日にお話を聞きました。事務局からの説明のとおりです。申請地は、昭和46年に譲渡人の夫が相続した土地で、20数年間は、水稻を作付けされていまして。その後、用水に洗剤の混じったものが流入するようになり耕作できなくなったそうです。それからは、ご主人や子供さんが草刈り等をされて管理されていまして、平成25年にご主人が亡くなられ、譲渡人が相続された土地ですが、高齢でもあり所有する全ての農地を管理耕作することが困難であるため申請地は20年近く耕作していない状態でした。子供さんも時々草刈りをされていますが、なかなか手が回らず困っておられました。譲受人は、太陽光発電事業を行うに適した立地場所、面積を有する土地を●●県東部地区に探し、日照にも支障がなく、近隣に密集した住居もなく、高速道路インターに近い、維持管理に適する当該申請地を選定しました。譲渡人は、譲受人からの「申請地を売却にて譲り受け、太陽光発電設備を設置し売電事業を行いたい」という申出により農地を有効利用するために売却したいとのことでした。申請地は、何も定植、栽培はされておられません。草等を刈って少し伸びた状態で管理されておま

す。以上です。農地法第5条の規定による許可申請については問題ないと思
います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第19号及び議案第20号を一括して議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページ、5ページをお願いいたします。議案第19号「平成2
7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認について
」、及び議案第20号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（
案）の認定について」を、一括してご説明いたします。

別添の、別紙1「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価（案）」、及び別紙2「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計
画（案）」をご覧頂きたいと思います。

5月の総会終了後の協議事項でもご説明しておりますが、平成21年1月
23日付で、農林水産省より、「農業委員会の適正な事務実施について」とい
う通知があり、その中で「農業委員会は、活動の点検・評価及び目標とその
達成に向けた活動計画の策定を行うものとする。」と定められ、「ホームペー
ジ等により公表するものとする。」とされたもので、平成22年度から各農業
委員会に作成、公表が義務付けられたものでございます。

内容につきましての詳細なご説明は、省略させていただきますが、前年度、

自ら実施したことについての自己評価と、今年度どういうことをするのか、
どういう活動をするのかということの策定を行うものでございます。

5月にお示しした（案）をもちまして、5月10日から6月9日までの1
か月間、市のホームページ並びに、農業委員会事務局及び本庁・各総合支所
の情報公開窓口におきまして、パブリックコメントを実施いたしました。結
果としまして、意見は1件ございました。その内容につきましては、字句や
明記、記入の仕方等でして、計画書や点検評価そのものに関わるものでは
ないものでした。そのため、このままで委員の皆様にお配りしたもので、本日、
最終案として、皆様方にお諮りするものでございます。

ご承認いただければ、6月末日にホームページに掲載し、7月15日まで
に別様式により県へ提出というスケジュールとなります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。以上でございます。

議長

只今の議案第19号及び議案第20号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号及び議案第20号につきまして、採決を行います。

承認、認定とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、周南市農業委員会の「平成27年度の目標及びそ
の達成に向けた活動の点検・評価」、及び、「平成28年度の目標及びその達
成に向けた活動計画」につきましては、内容を変更せず原案のとおり、承認、
認定と決定いたします。

なお、本件につきましては、事務局より、県への報告をお願いいたします。

続きまして、議案第21号を議題といたします。事務局よりの議案の説明
をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。

それでは、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成28年6月10日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美
別添の、別紙3「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長

それでは、この議案につきましては、農林課の●●係長さんが来ておられますので、ご説明を受け、その後、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、●●さん、よろしくお願いいたします。

農林課

皆さんおはようございます。農林課の●●です。説明に入る前に連絡がございまして、昨年まで担当しておりました●●が異動し、担当が●●●と●●とで今年度担当しますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。本日は、4月までに受けました農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただきました。ご審議、ご決定をいただきまして、7月1日の公告となるものがございます。こちらにつきましては、市内の西部地域、北部地域、そして東部地域の8地区におきまして、17件、29筆の案件でございます。これらの利用権の設定につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●●委員さん。

第31番

通常3月に利用権設定し4月1日で公告して補助を受けますが、利用権設

定をいつまでに設定したらなら国の制度の補助金等を受けられるのですか。
今回7月分ですが10月分でも可能ですか。

農林課

補償要件は制度によって違います。4月で設定できなくて7月設定したのであれば、4月にもう作業されていますので、利用権設定前に農作業受委託契約を引き続き、その期間までされておれば個別補償制度に乗れます。4月当初の細目書に登載されておれば可能です。なお、日程や詳細なことがございましたら農林課までお問い合わせください。

議長

他にございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第21号につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第30号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第30号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第30号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第30号を終わります。

続きまして、報告第31号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。報告第31号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は8件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第31号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第31号を終わります。

続きまして、報告第32号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。報告第32号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は9件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

ます。

議長

只今の報告第32号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第32号を終わります。

続きまして、報告第33号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の12ページをお願いいたします。報告第33号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業用道路等に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第32条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第5条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第33号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第33号を終わります。

続きまして、報告第34号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の13ページをお願いいたします。報告第34号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり2件でございました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりました

ので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第34号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第34号を終わります。

続きまして、報告第35号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の14ページをお願いいたします。報告第35号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとされております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、1件許可を要しない合意による解約が行なわれた旨の通知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第35号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第35号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成28年第6回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時45分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成28年6月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 榎 本 人 志

委 員 藤 井 孝